

# 許認可事務フロー集

平成 25 年 2 月

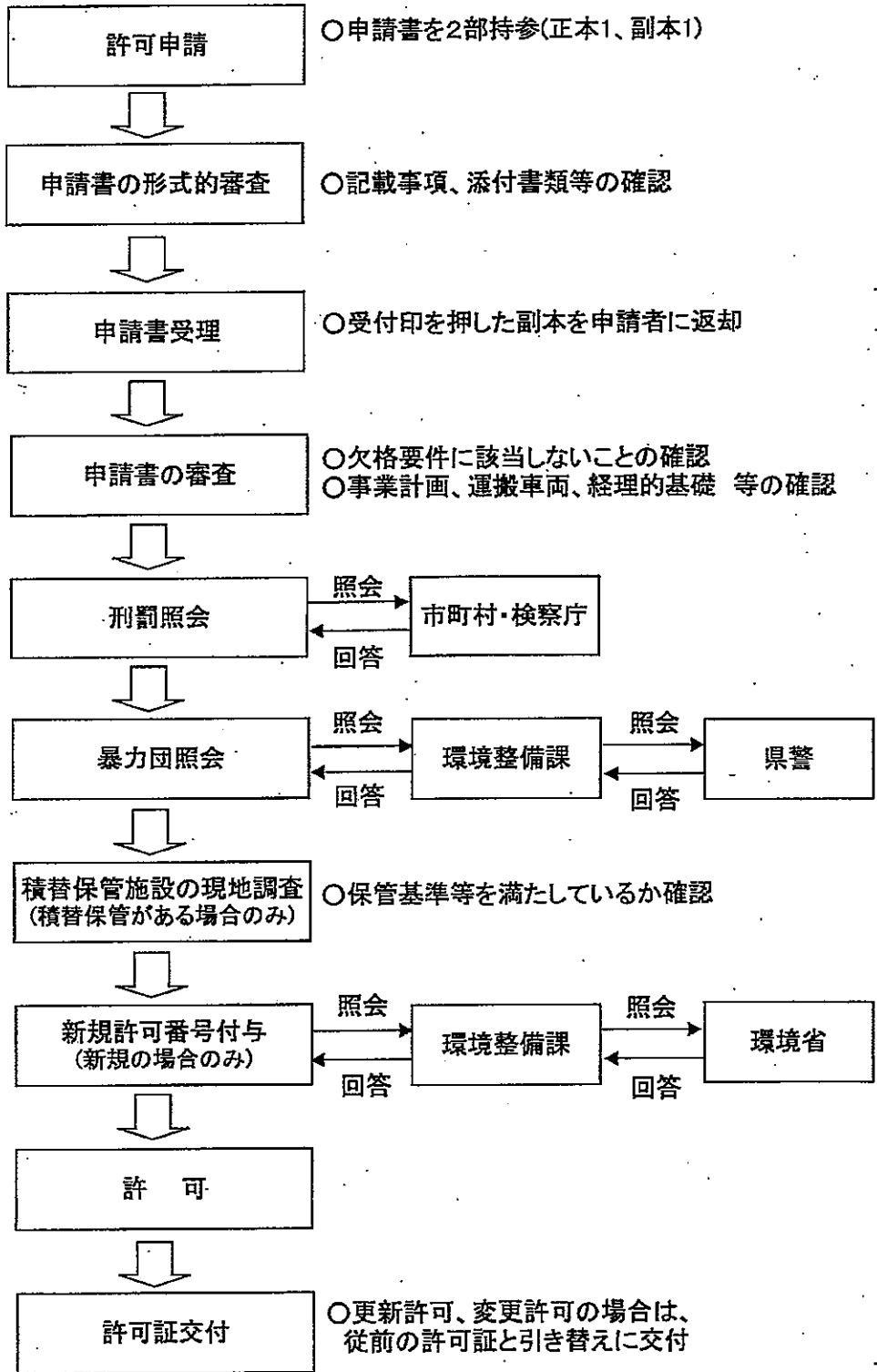
山梨県中北林務環境事務所

## 目 次

1	環境課	
1	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可 （新規・更新・変更許可）	1
2	自動車リサイクル法解体業・破碎業許可 （新規・更新）	2
3	温泉利用許可	3
2	森づくり推進課	
1	自然公園法・条例関係許可（届出）	4
2	土砂の埋め立て等の規制に関する条例手続き	5
3	県有林課	
1	恩賜県有財産（山梨県有林）の行政財産使用許可	6
2	恩賜県有財産（山梨県有林）への入山許可	7
3	部分林の植樹期間延長申請	8
4	治山林道課	
1	治山・林道工事支障木処分に係る手続き	9
2	県営林道使用許可	10

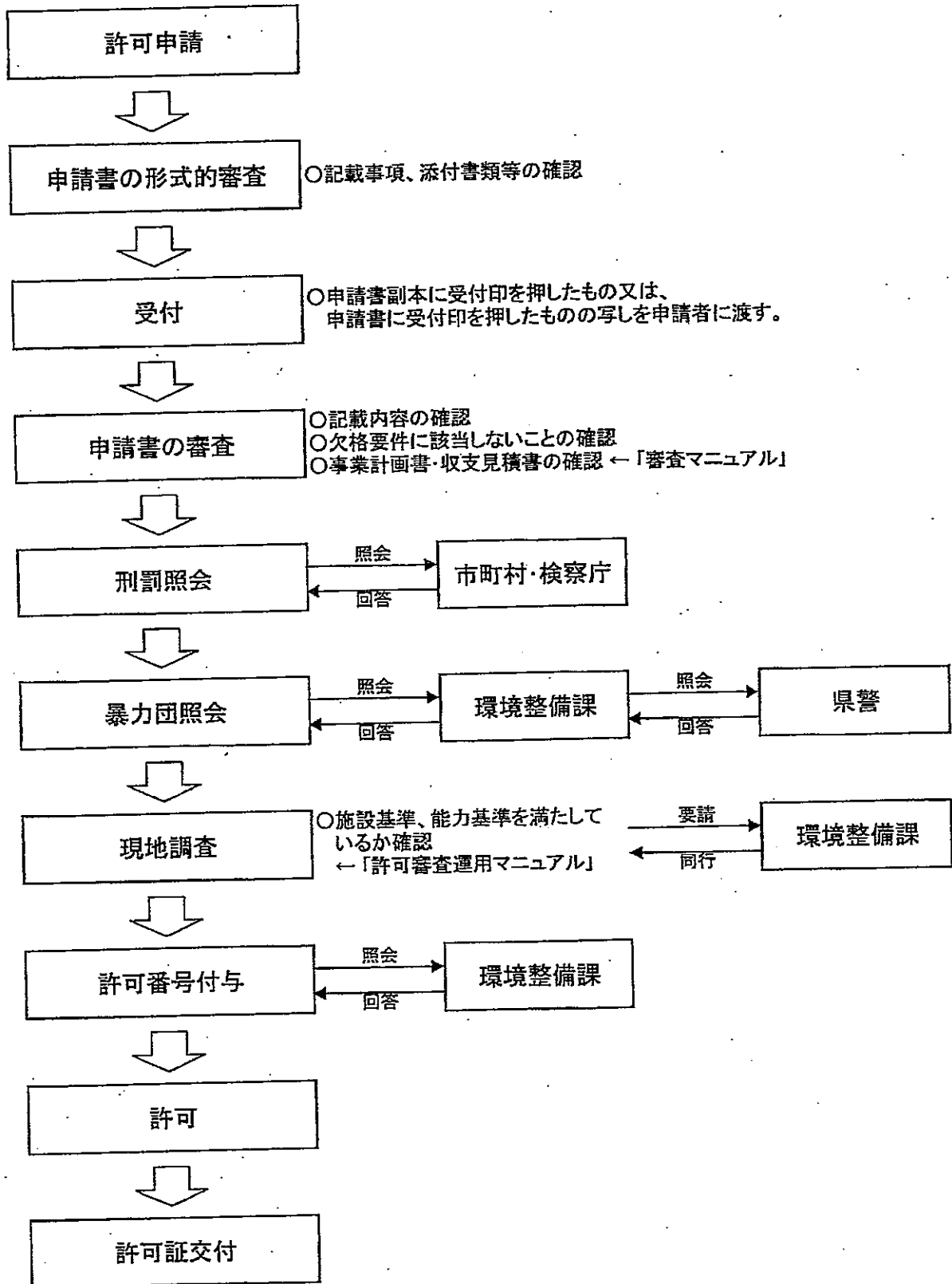
※ 実際の許認可申請については、必ずそれぞれを所管する課にお問い合わせのうえ、事務手続きを行って下さい。

**産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業許可事務の流れ  
(新規・更新・変更許可)**



約2ヶ月間

# 自動車リサイクル法解体業・破砕業許可事務の流れ



## ◎ 温泉利用許可

### 1) 温泉利用許可の概要

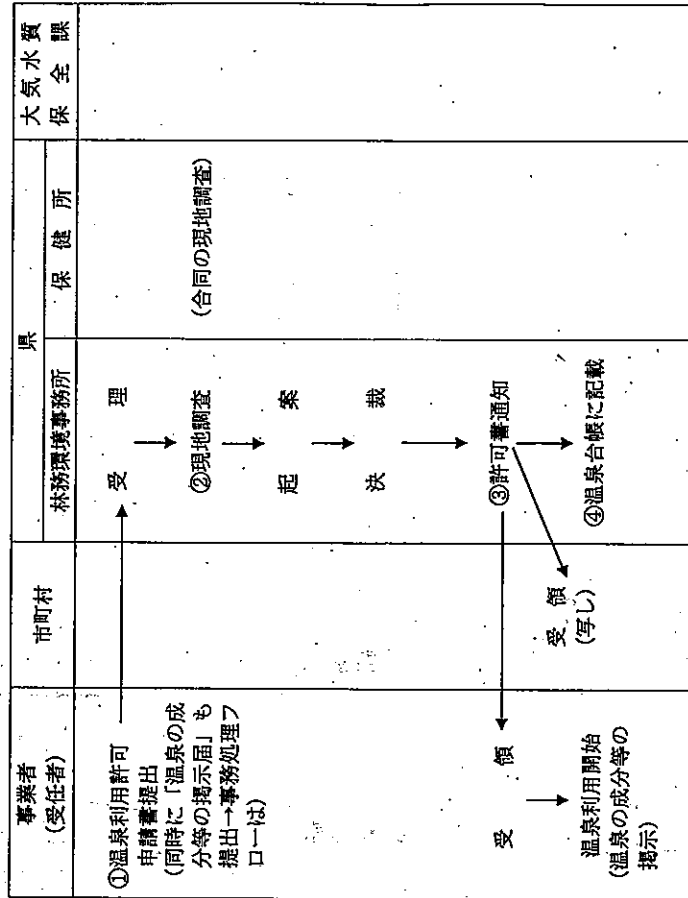
- ① 温泉を「公共の浴用又は飲用に供する」ものは、温泉利用許可申請書を知事に提出して、許可を受ける必要があります。
- 許可が必要か否かについては、林務環境事務所にお問い合わせください。
- ② 利用にあたり温泉源とする「温泉のゆう出地」からゆう出している温泉については、採取の許可（あるいは濃度の確認）を受けている必要があります。（利用許可申請者である必要はありません）
- ③ 温泉利用許可申請と同時に「温泉の成分等の揭示届」を合わせて提出してください。この届出は、温泉法第18条第4項の規定により、義務づけられています。
- ④ 温泉利用施設の増設や改造等変更があった場合は、新たな許可が必要となる場合がありますので、林務環境事務所にご相談ください。
- ⑤ 温泉利用許可の申請の受付は、随時所轄の林務環境事務所環境課で行っております。

中北林務環境事務所 〒407-0024 韮崎市本町4-2-4 TEL:0551-23-3090  
 岐阜林務環境事務所 〒404-8601 甲州市塩山上塩後1, 239-1 TEL:0553-20-2739  
 岐阜林務環境事務所 〒409-3606 西入代郡市川三郷町高田111-1 TEL:055-240-4141  
 富士・東部林務環境事務所 〒402-0054 都留市田原3-3-3 TEL:0554-45-7811

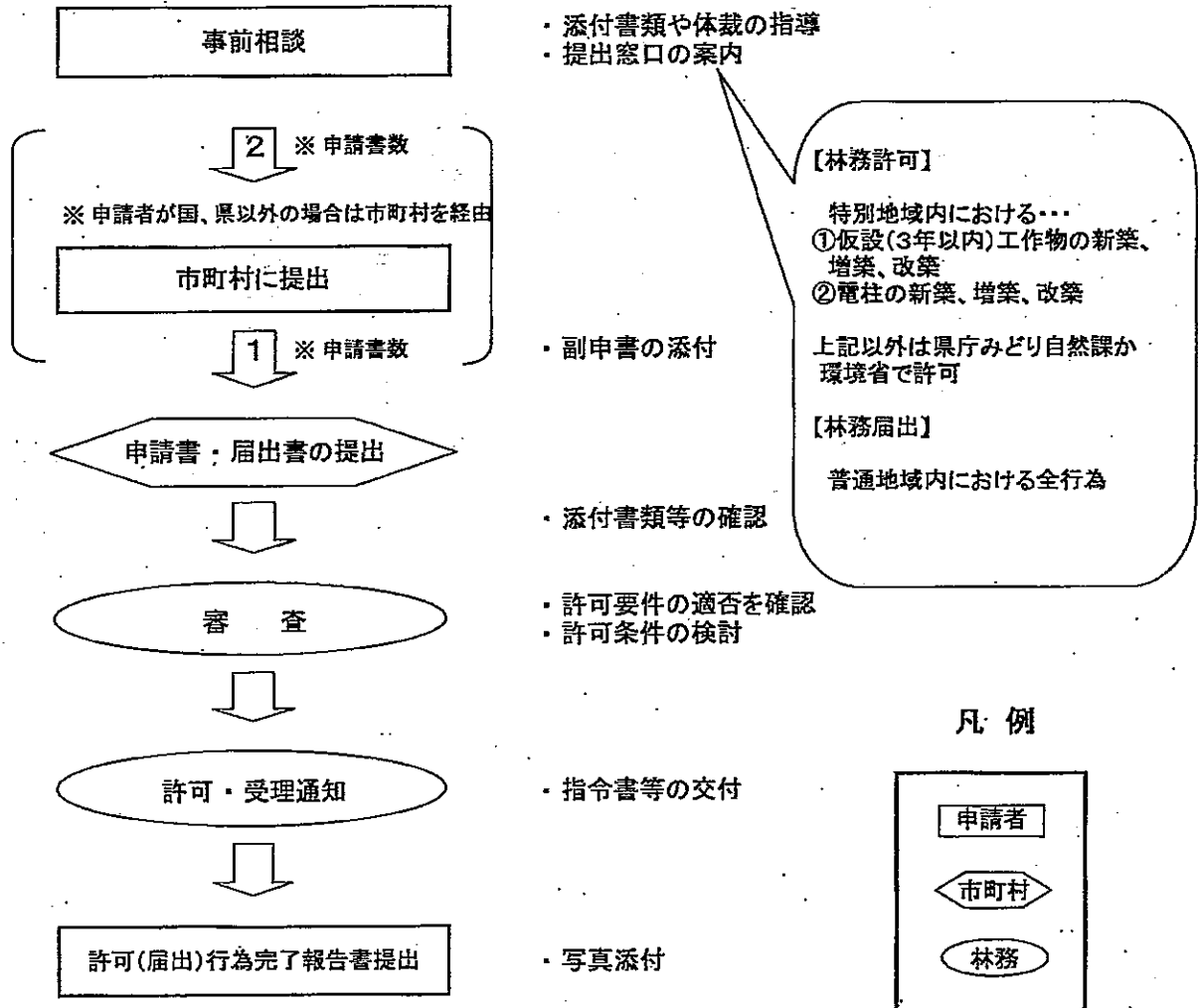
### 2) 温泉利用許可に係る申請者の行う手続きの概要

- ① 温泉利用許可申請書（第15号様式）を林務環境事務所に提出（「温泉の成分等の揭示届」（第18号様式）も併せて提出）。
- 温泉利用許可申請手数料は、35,000円。（県証紙により納入）
- ② 林務環境事務所が施設及び設備の現地調査を行う。（申請者は立ち会う）
- ③ 林務環境事務所は利用許可書を交付。

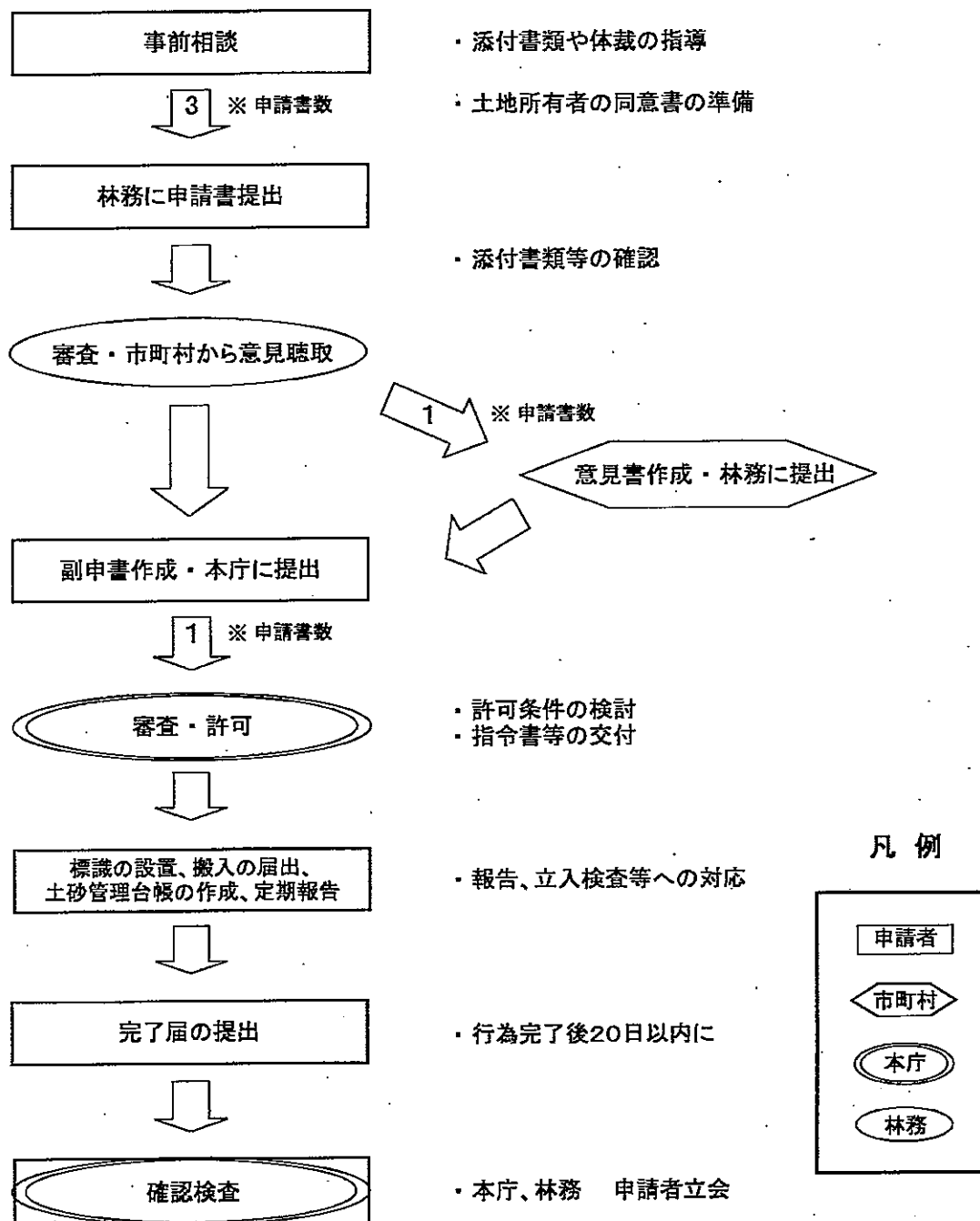
### 3) 温泉利用許可の事務処理フロー



# 自然公園法・条例関係許可(届出)フロー



# 土砂の埋め立て等の規制に関する条例手続きフロー



## 恩賜県有財産(山梨県有林)の行政財産使用の流れ

恩賜県有財産は行政財産と普通財産に分かれます

行政財産とは…公用または公共用に供するための県有林

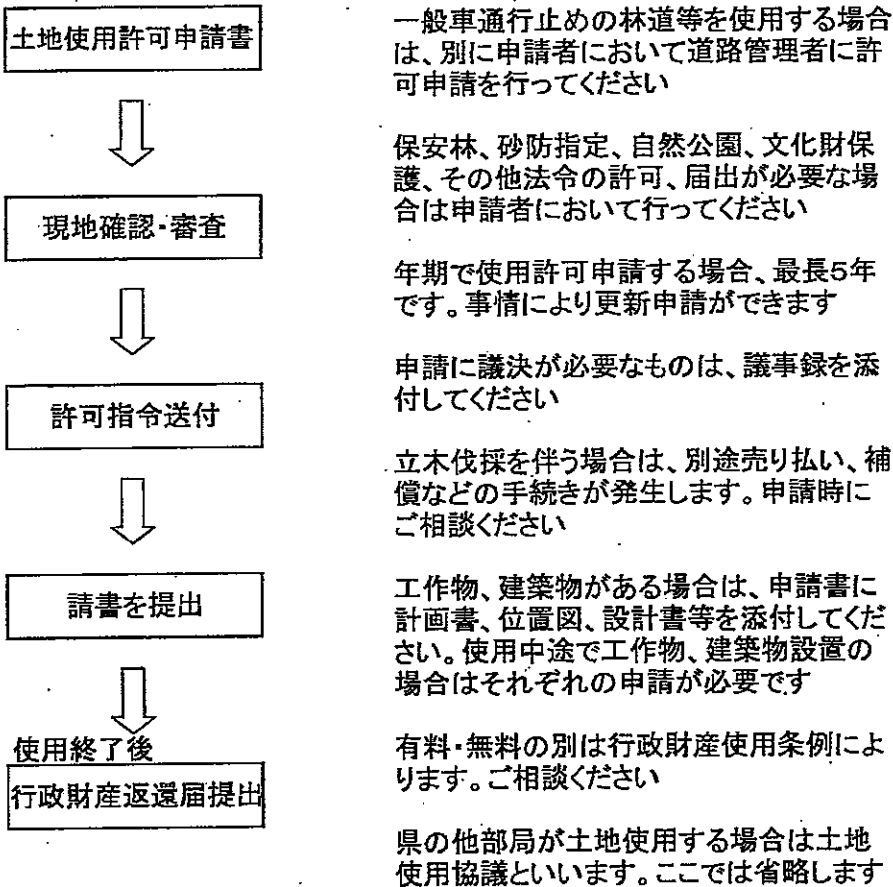
普通財産とは…行政財産以外の県有林

行政財産の使用許可とは…恩賜県有財産(県有林)である行政財産を恩賜県有財産の用途・目的を妨げない限度で土地使用許可する行為

有料土地使用…収益に関連する施設用地として使用する場合  
無料土地使用…公共の施設等で収益を伴わず使用する場合

有料一時使用…国、県の他部局、市町村の工事を請負人が資材置き場等で一時的に使用する場合

無料一時使用…県有林の産物を買受けた人が使用する架線敷  
治山・林道工事に伴い、工事請負人が資材置き場等で一時的に使用する  
場合





## 恩賜県有財産(山梨県有林)への入山許可申請の流れ

### 許可が必要な場合

県有林内での各種調査 撮影 取材など

入山しようとする区域が中北事業区(甲府市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市の県有林)のみの場合→中北林務環境事務所へ申請

入山しようとする区域が中北事業区(甲府市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市の県有林)外に及ぶ場合→県庁森林環境部県有林課へ申請 (森林環境部県有林課Tel.055-223-1655 FAX055-223-1679)

### 中北林務環境事務所へ申請の場合

許可申請



現地確認・審査



許可指令送付

入山申請書には位置図のほか具体的な現地での計画を添付してください。  
人数、車両・機材の搬入・動き その他

基本的に土地の形状・形質、植生・樹木に変化を与える行為は許可できません

一般車通行止めの林道等道路を使用する場合は、別に申請者において道路管理者に許可申請を行ってください

保安林、砂防指定、自然公園、文化財保護、その他法令の許可、届出が必要な場合は申請者において行ってください

撮影、取材等の場合は、やまなしフィルムコミッションへご相談されますと、必要な許認可などの案内・調整が受けられます

やまなしフィルムコミッション事務局は…  
Tel.055-223-1556 FAX055-223-1574  
fc@pref.yamanashi.lg.jp です

## 部分林の植樹期間延長申請の流れ

部分林とは、地元保護団体等が造林の費用を負担して造林し、収穫の段階で収益を県と造林者で、設定指令書に定める分収割合により分け合う制度です。

部分林の設定は立木一代限りが原則ですが、入会慣行に配慮して再設定を認めています。

部分林存続または  
伐期変更願の提出

申請に議決が必要なものは、議事録を添付してください



現地確認・審査

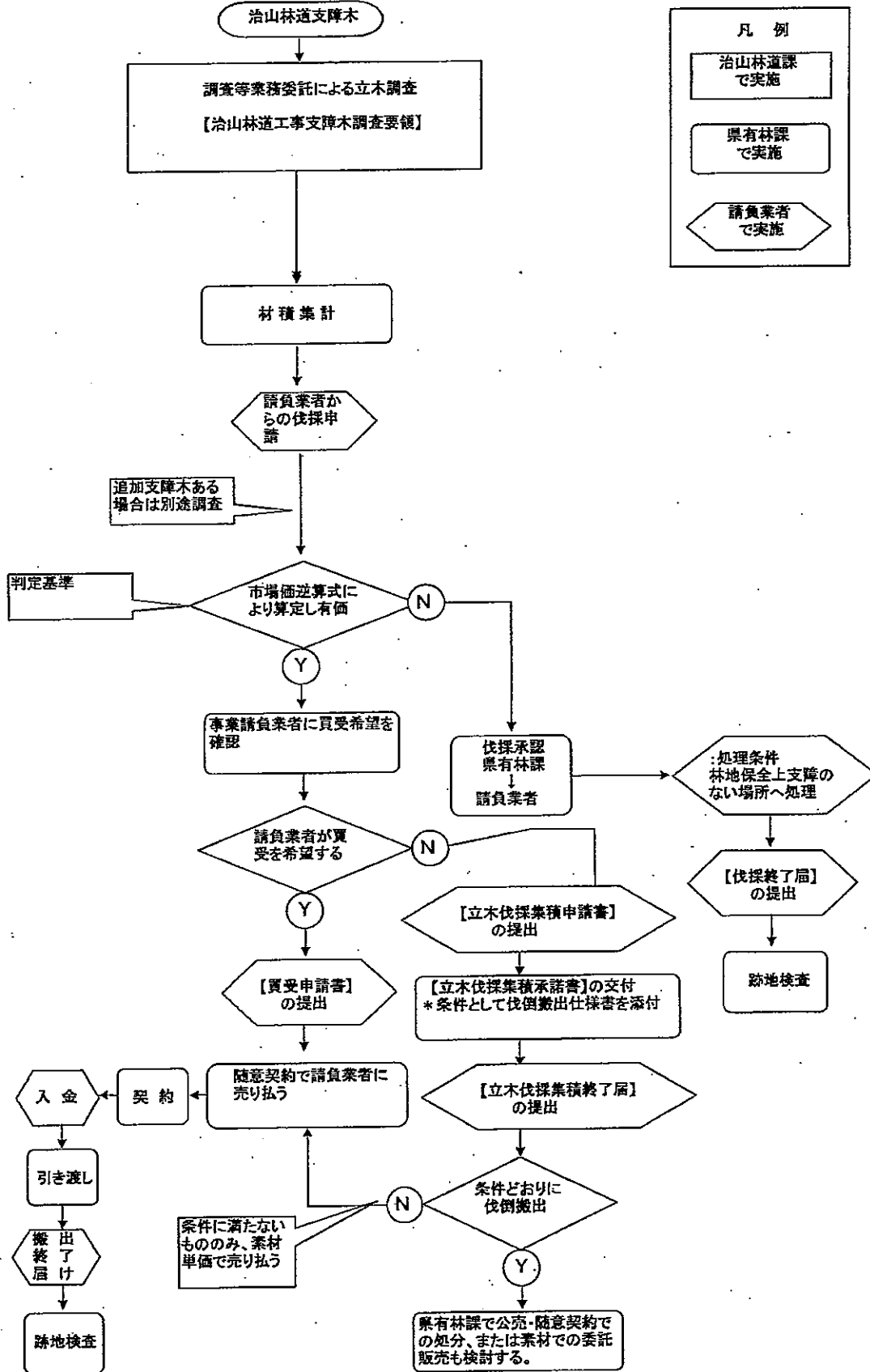


本庁県有林課副申

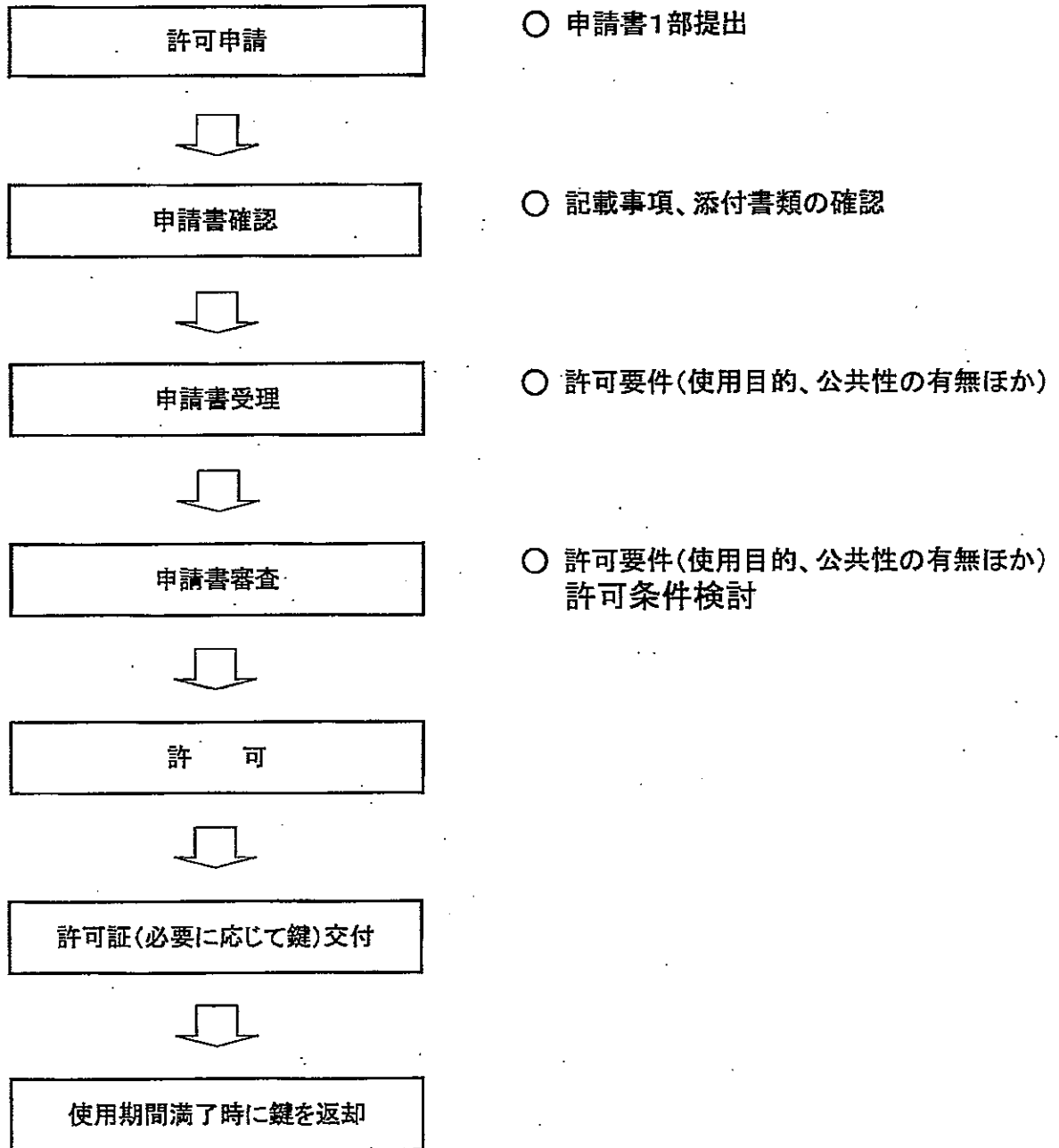


指令書送付

平成21年度治山・林道工事支障木処分に係るフローチャート



# 県営林道使用許可事務の流れ



治山林道課 施設管理担当